平成２１年（フ）第１２４号
長崎県大村市鬼橋町300番地７　グランドゥール鬼橋Ｂ202号、前住所長崎県大村市宮代町2219番地12
債務者　吉村由紀子（旧姓佐生）
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
長崎県大村市武部町247番地16
債務者　浜瀬清次こと　濱瀬　清次
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
長崎県大村市松並２丁目847番地１　泰徳アパート２階５号室、前住所長崎県大村市向木場町1699番地14
債務者　松尾　優子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
鹿児島県指宿市山川新生町47番地、住民票上の住所鹿児島県指宿市山川福元4434番地４
債務者　戸子田将巳
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第３９号
鹿児島県枕崎市妙見町208番地
債務者　上窪　弘恵
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第４０号
鹿児島県枕崎市岩戸町509番地　松下マンション301号室
債務者　河野　和也
１　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１８４号
福島市瀬上町字寺前12番地の11　ホワイトコーポラスＹＯＭＯ201号室
債務者　片平　育子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５５号
茨城県石岡市旭台３丁目18番25号　福田住宅２号
債務者　小林麻奈美
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６１号
茨城県石岡市東成井1611番地１　アリーブ羽鳥第１Ａ－３
債務者　井口　明広
１　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６号
茨城県常総市水海道山田町1109番地１
債務者　小関　康夫
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２６号
茨城県下妻市高道祖3906番地１
債務者　竹井　夕子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３０号
茨城県古河市東山田1815番地198
債務者　曽根田巧治
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１３１号
茨城県古河市東山田1815番地198
債務者　曽根田幸子
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２号
岐阜県羽島郡岐南町三宅７丁目64番地　セシルⅡ２－Ｃ号室
債務者　小島　隆子
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３０８号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目519番地２　キャッスルハイツ鵜沼各務原Ⅲ504号
債務者　渡邊夕紀子（旧姓矢野）
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
岐阜市桜木町２丁目20番地　ハイツ桜木1508号室
債務者　田中　千花
１　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１６号
兵庫県丹波市市島町勅使1058番地１、住民票上の住所兵庫県豊岡市下宮949番地の１
債務者　池上　靖浩
１　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係